

# 沖縄県乳用牛育成普及推進事業実施細則

乳用牛育成普及推進事業の実施については、沖縄県乳用牛育成普及推進事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによるものとする。

第1 要領5に定める優良乳用牛雌子牛の選定基準は、次の要件のすべてを備えたものとする。

- 1 生後1週間以上初乳を与えられた健康な子牛で、沖縄県家畜改良センター所長（以下「所長」という。）が、疾病・悪へき等の検査をし、適当と認めたもの。
- 2 社団法人日本ホルスタイン登録協会の血統証明を受けたもの。
- 3 その他知事が乳用牛改良を行うために特に必要と認めたもの。

第2 要領第5に定める、委託牛の育成不良、又は事故が生じた場合の取扱い基準は、次のとおりとする。

- 1 育成不良牛は、次の事項に該当する牛とする。
  - (1) 適正な飼養管理のもとで育成しても生育が悪い牛、または繁殖不能として診断し、乳用種雌牛として適正ではないと判断したもの。
  - (2) 疾病、又は事故により乳器、肢等に損傷が残り今後乳用種雌牛として適正でないとして判断したもの。
- 2 事故発生牛は、次の事項に該当する牛とする。
  - (1) 疾病、又は事故により死亡したもの。
  - (2) 疾病、又は事故発生後の経過が悪く、経済的残存価値がなくなったもの。
  - (3) 悪性伝染病に罹患し、ほかの牛に伝染するおそれがあり早急に殺処分を必要とするもの。
- 3 1及び2に該当する牛が生じた場合は、委託者はただちに委託牛の引渡しを受けるものとする。この場合における委託費の取扱いについては、第4に基づくものとする。

第3 委託牛の育成不良及び事故発生時の報告義務

所長は、育成不良及び事故発生牛が生じた場合は、遅滞なく育成成績又は診断書を作成し委託者に報告しなければならない。

第4 委託牛の引越し

第2の3により引渡しを受ける場合は、要領第4の3の規定にかかわらず次の事項に基づくものとする

- 1 第2の1に該当する育成不良牛、または繁殖不能と診断された牛の引渡しを受ける場

合は、セリ市場相場を参酌して、払下価格を設定し、これに基づいて部切に定める委託費を県に対し、知事が発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 第2の2に該当する事故発生牛の引渡しを受ける場合の委託費は、免除するものとする。

#### 第5 育成不良及び事故発生牛の賠償について

委託者は、いかなる場合においても適正な飼養管理のもとで発生した育成不良牛及び事故発生牛に対し、その賠償を県に求めることは出来ないものとする。

#### 第6 委託申請及び委託契約

- 1 要領第3の申し込みをしようとする者は、乳用牛育成委託申請書（第1号様式）を所長へ提出するものとする。
- 2 所長は、委託申請書の提出があった場合は、第1の選定基準に基づき検査等を行った後に委託をし、当該決定後に委託契約書（第2号様式）により契約を締結するものとする。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。